

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

雨や嵐もいつかは止みます。その日に備えて自社の強みと弱みをよく知り、将来性や可能性を読み取ることです。GDP 世界第二位が確実となった中国は高度成長期の日のようなようです。少子高齢化を迎え、成熟した日本は打つ手が見つけられず、自ら老いの境地へと向かっているようです。理想や情熱を失い不安や恐怖とともに人は老います。日本に必要なのは経験に基づいた匠の技に対する自信や信念であり精神的若さです。60 歳を超えても挫折を恐れず挑戦し続ける間寛平さんに大切なことを教わった気がします。

私の書棚より

○日常化した毎日が心地よくなったときこそ、違ったことを行うよう自らを駆り立てる必要がある。

○今や社会にかかわる状況、行動、問題のすべてがあまりに複雑である。唯一の「正しい答え」が通用するはずがない。たとえ答えられたとしても、答えは複数ある。しかも、それらのうちかなり正しいと言えるものさえ一つもない。

「ドラッカー名言集」
P.F.ドラッカー著 ダイヤモンド社

税務アンテナ

□法定相続人は、民法で規定する法定相続分に応じて被相続人の財産、債務を相続することになります。配偶者は常に相続分があり、被相続人に子がいる場合は 2 分の 1、子がおらず親がいる場合は 3 分の 2、子も親もおらず兄弟姉妹がいる場合は 4 分の 3 になります。相続人が相続放棄を行った場合には、初めから相続人がいなかったものとして、次順位の相続人が相続することになります。相続税法上の控除額の計算にあたっては、相続の放棄がなかったものとして法定相続人の数に加えられます。

孫、息子の嫁、娘婿、叔父、叔母、従兄弟は、遺言書で相続させる旨の記載がない限り相続人になれません。

□人間ドックその他の健康診断のための費用及び容姿を美化し、又は容貌を変えるなどのための費用は、医療費控除の対象となる医療費に該当しません。ただし、健康診断により重大な疾病が発見され、かつその診断に引き続きその疾病の治療をした場合には、その健康診断のための費用も医療費に該当します。また、美容整形の目的でなく、歯の噛み合わせを正常にするために行われる歯列矯正や病状により必要と認められる差額ベット料金や禁煙治療に係る費用も医療費控除の対象になります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

2 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 1 月分の源泉所得税の納付
16 日	○ 所得税確定申告の受付
28 日	○ 12 月決算法人の確定申告 ○ 6 月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 3 月、6 月、9 月決算法人の消費税中間申告

28 日	○ 2 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	------------------------

今月の贈る言葉『情熱さえあれば、人間は一生涯青春で居られる』 by 永井荷風